

盛岡広域振興局長告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、令和4年6月10日から同年7月7日まで関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月7日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
鹿妻穴堰土地改良区（盛岡市）	鹿妻穴堰土地改良区	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	盛岡市役所、矢巾町役場及び紫波町役場